

議 員 派 遣 書

平成 26 年 6 月 9 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 124 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明

- (1) 派遣目的 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 26 年 6 月 10 日
- (4) 派遣議員 竹田浩久議員, 後藤百合子議員, 兼平孝信議員及び吉田孝人議員